

県民意見（パブリックコメント）と検討結果

No.・該当箇所・意見の内容	検討結果
<p>【No.1・第2章第1節】</p> <p>「視覚障害及び聴覚障害に対応する学校がそれぞれ1校しかなく、通学に際して在学者やその家庭への負担が大きい。」について、盲、ろうの寄宿舎の利用状況からすると、通学について負担感や要望があるとは思えない。目標の方針5「より身近な地域で就学できるようにする」に結びつける課題確認としては、現状の学校配置による通学負担のみを理由にするのではなく、現行編成整備計画で示しているように、「複数障害種に対応する特別支援学校を整備することでより身近な地域で教育を受けられるようにする」という観点から方針5に結び付けたらどうか。</p> <p>【No.2・第2章第2節】</p> <p>校舎老朽化に伴う改築については、現在、鍵の故障によりドアが開閉できない個所が出てきており、今後、改築工事までに、さらに修繕が必要など出てくることが予想される。児童生徒が安全に学校生活を送ることができるように予算をきちんと確保し、必要に応じて、その都度、補修、改善をすみやかに行ってほしい。</p> <p>【No.3・第2章第2節】</p> <p>知的障害の高等部生徒数増加を裏づける「関連データ」として、「療育手帳交付台帳登録数」と全国の「知的障害児（舎）年齢分布」を示している。が、最も関係する小中学校の知的特別支援学級在籍状況等のデータを示すべきである。</p> <p>【No.4・第2章第5節】</p> <p>「社会参加する資質及び望ましい職業観の育成が行いにくい状況があります。」について、p17～p18にかけて、沖縄高等特別支援学校の進路状況や志願倍率の説明、そして課題として「軽度知的障害生徒」の受け皿にのみ触れていることから、「社会参加＝就労」という狭い見方をしていると解釈される恐れがある。「障害が重くてもそれぞれの状態に応じた社会参加がある」との考え方で保護者等へ説明することが学校現場では一般的である。</p> <p>【No.5・第2章第6節】</p> <p>「（1）交流及び共同学習は着実に実施されているが、十分でない」について、原案にあるように説明、評価することの根拠が示</p>	<p>これまでの保護者等との意見交換において、北部地区等からの通学負担が大きいとの意見をいただいております。</p> <p>個別的な施設整備で対応を検討していきます。</p> <p>関連データは、障害者福祉サービスの向上や一般の理解が高まっていることを示すために掲載しています。</p> <p>知的障害特別支援学校高等部において障害特性が多様化しているため、軽度知的障害生徒に限らず、障害特性の状態に応じたそれぞれの社会参加する資質及び望ましい職業観の育成が行いにくい状況にあると考えています。</p> <p>これまでの保護者等との意見交換におい</p>

県民意見（パブリックコメント）と検討結果

されていない。実は県内の交流及び共同学習の全体像はどこも把握したことはない。

【No.6・第3章方針1】

美咲および大平特別支援学校が過大になっている状況はよく理解できますが、課題への方針が在学者数の削減だけにとどまっているのはどういう理由でしょうか？この文章だけからでは、必要である生徒がいても数だけを減らす（つまり入学できない）という意味に捉えかねません。適正化はもちろん必要ですが、数だけを合せる形にならないよう要望します。

【No.7・第3章方針1】

「桜野特別支援学校を名護特別支援学校の分校とする」について、分校化の在り方が浦添分校のような園生のみでの通学にせず、通学生も受け入れる。根拠・通学生が名護特別支援学校に転学させられた場合、学校行事（遠足・運動会・学習発表会など）を行う場合、通学生名護特別支援学校の児童生徒では、行動できる範囲に差がありすぎて、十分な力を発揮できない。・通学生の多くは予期しない音や事象に対し敏感であり、恐怖感や不安感を抱えたまま学校生活を送ることになる。これを回避するために、お互いの行動が制限され、十分な力を発揮できない。・児童生徒は隣接している名護療育園のリハビリ施設を利用して、リハビリ課職員（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士）と学校と連携し、児童生徒の姿勢保持や基本動作の習得・改善が行える環境が整っている。・国立沖縄高等専門学校と連携協定を結んだことにより、ニーズにあった教材や機器を提携してもらうことで、児童生徒の活動意欲を向上させられる環境が整っている。

【No.8・第3章方針1】

「（3）名護特別支援学校、・・・・・・在学者数が、計画期間内に200人を超えることがないようにする。」について、規模の適正化の目標で、知的障害3校の規模増加について将来的な懸念を示しているが、他の障害種特に泡瀬特別支援学校も大きな懸念がある。

【No.9・第3章方針2】

現在ある美咲特別支援学校高等部などの就職率がかなり悪いので（名護特別支援学校なども）現在の高等部の進路面を強化するような具体的とりくみをお願いします。そうすれば、軽度知的障害生徒へ進学をすすめやすくなると思います。

て、更なる交流及び共同学習が必要であるとの意見をいただいております。

入学を制限することはありません。過大規模の解消に向けては、ご意見を参考に、具体的な進め方を実施計画で検討します。

桜野特別支援学校については、意見等にある実態のより詳細な現状把握や保護者をはじめとした学校関係者と意見交換会が必要であることから、第3章方針1(4)(22ページ)を修正し、分校化については実施計画で検討します。

泡瀬特別支援学校の学校規模については、過大規模への傾向がみてとれるため、第2章(12・13ページ)に現状への言及、図及び課題を追加し、第3章方針1(22ページ)に目標を追加します。

現在の高等部の進路面を強化する取り組みについては、特別支援教育の推進において検討していきます。

県民意見（パブリックコメント）と検討結果

【No.10・第3章方針2】

軽度知的生徒について、現在は対象となる生徒を200人受け入れる体制となっていることと思います（高等特支および分教室）。受け皿の充実とは対応する高等特支の受け入れ人数や分教室の数を増やすということで解釈すればよろしいでしょうか？P17のH21年度進路状況をみても高等特支の就職率は6割を切っているのが現状です。残りの生徒は就労移行支援事業所を経て就職を目指しています。現在の社会の動向からみても学校卒業後すぐに就職せず訓練を受けられる「受け皿」が整備されつつあります。高等部卒業直後の就職率を向上させることを目標とするなら各学校の現場実習の充実を図るために実習中から使うことのできるジョブコーチ制度の積極的な導入も含めたソフト面の充実が必要と思われます。県内の第1, 2種のジョブコーチを学校は全く使うことができず、現場実習を経て就職が決まっても、卒後の追指導継続は不可欠ですが、進路担当教諭による追指導だけでは負担が大きすぎます。職業センターのジョブコーチが指導することが可能ではありますが、あくまで卒業後からのサポートとなり、実習時からの継続的な課題等の把握は困難です。就職前からのきめ細かなサポートが可能な第2種ジョブコーチはサービスを利用していなければ使えません。

受け皿充実の具体的内容は、実施計画で検討します。また、沖縄高等特別支援学校における特別支援教育の推進については、今後の特別支援教育の推進において検討していきます。

【No.11・第3章方針3】

看護師配置の拠点化に関しては、現在の看護師の配置数では学校内の業務だけでも手不足の状態であり、拠点化することで、他校の児童生徒を支援するゆとりは無い。看護師の職責の重さや移動時間を考えると拠点校化により、看護師が他校へ支援へ赴くのは児童生徒の安全を守るのは難しいと考える。事件、事故が起きてしまえば遅い。県はどう責任をとるのか？児童生徒の大事な命を預かる学校において看護師配置を拠点校化するという考えは危険な状況を引き起こすことが予想されるので反対である。

ご意見を参考に、具体的な進め方を実施計画で検討します。

【No.12・第3章方針4】

普通高校に分教室を置く場合、ただ場所と行事だけ同じにするのではなく、中学校などでやっているように普通学級にどんどん入れていくようなくみ希望します。中農分教室見学に行つて「なんか、肩身がせまそうだなあ」と感じました。

分校・分教室の設置については、具体的な進め方を実施計画で検討しますが、現在3校で実施している調査研究モデル事業の検証結果を踏まえて進めていきます。

【No.13・第3章方針4】

交流・共同学習は積極的に推進する必要がある（特に学校間交流）。

ご意見を参考に、具体的な進め方を実施計画で検討します。

【No.14・第3章方針4】

「（1）平成33年までに、児童生徒が小・中・高校いずれかの段階で、」について、交流及び共同学習は、障害のある児童生徒

この「児童生徒」は、障害のある児童生

県民意見（パブリックコメント）と検討結果

と障害のない児童生徒全体が対象であるはずだが、この部分の「児童生徒」はどこに在籍する児童生徒なのわからない。

【No.15・第3章方針5】

より身近な地域で就学について、全国的な流れで、障害種の異なる併置校の設置は地域での就学につながる点からも今後の社会の流れからも避けては通れない課題だと思います。実施する場合は「スタートありき」ではなく、ぜひ条件整備を十分確立してからスタートさせていただきたいと思います。障害種別の専門性の確立は当然のことながら他県における課題として職員間の持時数の格差調整（たとえば盲と知的で現状のカリキュラムを同一校内で行うと同教科や担任でも持ち時数に格差が生じる）、施設設備の改修、障害別カリキュラムの調整等を十分に検討して課題改善に向けたモデルの提示までしてほしいと思います。

【No.16・第3章方針7】

より少ない費用でより高い効果が得られる手段を選択するについて、支援学校は教育という側面と福祉の側面を持ちます。どういう効果を目指すのかが明確でなければ、この文章は『教育の経済的効率化』というふうに取り扱います。ご存知の通り、支援学校に在籍する生徒の教育や社会性の到達度は数年単位でゆっくり育っていくものです。中には10年間で知的な伸びはほとんどないという生徒もいるでしょう。そのような中で、何を効果として評価するのか、その前提がなければ福祉までもが経済効率を優先させる状態になると危惧します。

【No.17・第3章方針7】

P13に課題として現在適正規模の学校においても超過する可能性を示唆しており、校区整理等での「再分配」では適正規模の実現は困難だと思われます。方針2にある軽度知的障害の生徒の受け皿を増やすだけでは対応できないと思います。また、重度重複障害のある児童・生徒も増加しており、本来特別支援学校でなければ対応できない子供たちへの配慮が必要です。増え続ける対象児童生徒数に対応するためにはハコを増やす以外ないと思います。①小規模特別支援学校への併置、②高等学校への分教室化、③市町村立学校との施設共有、小規模校の分校化（統合?）も施設及び専門性の確立、内部調整等の十分な条件整備を行った上での実施をお願いします。

【No.18・第3章方針7】

過大規模校の解消について、①琉球大学付属自閉性障害特別支援学校の創設という選択肢。各特別支援学校に通学する自閉性障害の児童生徒は毎年増加する一方である。美咲特支、大平特支の児童生徒の増加を緩和する意味から中城村、北中城村、宜野湾市、浦

徒と障害のない児童生徒の双方を指します。

ご意見を参考に、具体的な進め方を実施計画で検討します。

現在の特別支援学校における教育目標を前提として、それを実現するにあたり複数的手段があれば費用的観点から検討するという視点です。現在の教育や効果を減少させるものではありません。より詳しい表現とするため、第3章方針7（24ページ）を修正します。

ご意見を参考に、具体的な進め方を実施計画で検討します。

本編成整備計画で対象とするのは、県立特別支援学校の設置等になります。

県民意見（パブリックコメント）と検討結果

添市の一部等から通学できる自閉性障害の児童生徒の学習を保障することから琉球大学付属特別支援学校の新設を選択肢のひとつにくわえてもらいたい。特別支援学校の新設には膨大な予算が伴うということであるが、他府県では大学付属特別支援学校が機能し充実した運営がなされていると聞いている。

【No.19・第3章方針7】

全国的に通常学級の児童生徒数が減少している中、特別支援学校の児童生徒数が増加することが予想されることを鑑み、方針7では、増加数を考慮に入れた予算の確保を前提に方針を定めることが必要であると考え。特に、人件費を含む安全面に関する費用の確保は必須である。現在、特別支援学校では、重度重複化に伴い、従来の定数法そのものが実態に合わなくなってきている。現在の定数法が想定する児童生徒像に比べ現在の児童生徒の実態は重度重複化しており、特に医療的ケアを要する児童生徒に於いては片時も目を離せず、1対1での対応が必要である。児童生徒が安心、安全に学校生活を送れるよう、法改正も視野に入れ、現場の実態に応じた人員配置を強く希望する。

【No.20・全般】

「知的障害種」については、「知的障害」あるいは「知的障害特別支援学校」。通常使用しない表現であるため、差別的などの反発を招く恐れがある。この部分以外に他ページにも見られる。

教職員配置のあり方については、今後の特別支援教育の推進において検討していきます。

基本方向の文中にある「知的障害種」を「知的障害」に修正します。